

連邦準備制度成立の社会経済的背景（上）

— James Livingston, *Origins of The Federal Reserve System*, Cornell University Press, 1986, を中心とした一覽書 —

楠 井 敏 朗

I はじめに

アンドルー・ジャクソン大統領による第2合衆国銀行の特許更新拒否（1832年、実際の廃止は1836年）から1913年末の連邦準備法の制定まで、アメリカ合衆国で中央銀行制度の設置が実現しなかったのはどうしてであったか、それにもかかわらず、中央銀行制度設置を求める要求が20世紀はじめになってアメリカで沸騰したのはどうしてであったか。——この問題は、イギリスを追って産業化を達成した諸他の資本主義各国（例えばフランス、ドイツ、日本など）が、いずれも産業化の開始と殆ど同時に中央銀行制度の設置を実現した事実を想起するとき、きわめて興味ぶかい事柄であり、アメリカ資本主義の歴史的特色を解明する上で見逃すことの出来ない大切な問題だといえる。筆者もこれまでこの問題について若干論及したことがある¹⁾。

ここではジェームズ・リビングストンの近年の意欲的研究（James Livingston, *Origins of the Federal Reserve System: Money, Class and Corporate Capitalism, 1890–1913*, Cornell University Press, Ithaca, N. Y. 1986）を正面から取り上げ、上記の問題に関する著者リビングストンの見解を整理しながら、これを中心に、19世紀-20世紀交のアメリカ資本主義の構造的特色を明らかにしてみたいと考えた。

ところで連邦準備制度の成立に関する歴史研究は、ここで紹介するJ・リビングストンの著作に限られたものではない。近年のものに限ってみても、ロバート・C・ウェストの著作（Robert Craig West, *Banking Reform and the Federal Reserve, 1863–1923*,

Cornell University Press, Ithaca, N. Y. 1974）や、リチャード・H・ティンバーレイク, Jr. の著作（Richard H. Timberlake, Jr., *The Origins of Central Banking in the United States*, Harvard University Press, Cambridge, Mass. 1978）など、すぐれた研究がある。

ウェストの研究は、連邦準備制度の成立を、主として発券制度の改革の面から理論的かつ政策的に取扱った研究であった。連邦準備制度の成立を促した基本的動因が、南北戦争=再建期に確立された貨幣=信用制度における二元的通貨供給上の問題点、すなわち、政府紙幣=緑背紙幣（greenbacks）と、銀行券=国法銀行券（National Bank notes）の両方に見られる発行の非弾力性の克服にあったことを明らかにした。

この際ウェストが克明に跡づけたのは、連邦準備制度の成立を導き出した改革のための基本理念が<real bill doctrine>であったことの論証であった。

ここで<real bill doctrine>とは、改めて述べるまでもないが、19世紀の初めイギリスで起こった「通貨論争」で通貨学派によって葬り去られた銀行学派の考え方の系論であった。すなわち、通貨の供給は政策の恣意によって決定されるべきものでもないし、同時に通貨当局の保有する貴金属貨幣に結びつけられるべきものでもない。それは国民経済の動向に応じて弾力的に供給さるべきものであるという考え方であった。そのためには政府紙幣は不適切であるし、銀行券の発行によるのが最善の方策であるが、国債のみを保証準備とした国法銀行券もこの要求に応えることが出来ない。それはたしかに銀行券の統一性と安定性を確保した点

で「戦前期」の州法銀行券よりも遙かにすぐれてはいた。しかし、それは、商工業の発展が著しいアメリカの実情に沿うものではなかった。通貨供給を国民経済の実情に照応させるためには、現実の商取引の裏付けのある商業手形 (real bill) を担保にした銀行券の発行によるのでなければならない。——

ウェストは、たしかに19世紀末の合衆国で提唱されたことのあるこの考え方に注目し、この観点から1863年から1923年までのアメリカ合衆国の銀行制度の改革運動の基本路線をおさえ、連邦準備制度成立の歴史的意義をもこの考え方の延長線上で捉えようとしたのであった。

他方、ティンバーレイク、Jr.の研究は、表題から明らかなように、連邦準備制度の成立だけを問題にした研究ではない。同書によって取扱われた主要テーマは、アメリカ合衆国における中央銀行業務 (central banking) の諸起源 (origins) に関するものであった。同研究の特色は、中央銀行業務の中心課題をマネー・サプライのコントロールに求め、この観点からアメリカ金融史を整理し、連邦準備制度成立までのアメリカの中央銀行業務の種々の問題点を事実に基づいて詳細に論述し、連邦準備制度成立の特色を跡づけているところにある。——建国期の第1合衆国銀行の成立とその役割。これが連邦議会で特許更新を否決された事情とその結果生じた財政混乱とインフレーション。第2合衆国銀行設立の事情。ニコラス・ビドル時代の安定した第2合衆国銀行の活動。その更新拒否によってもたらされた「ジャクソン期」の貨幣=信用制度の混乱と1837年恐慌の発生。恐慌回避と財政安定を両立させようとして設立された独立国庫制度とその役割。南北戦争期のインフレーションと再建期の貨幣政策。1873年恐慌と正貨支払再開 (1879年)。1880-90年代の本位制論争。1900年3月の金本位法の制定。そして連邦準備制度の成立である。

1970年代のアメリカが2桁のインフレーションに苦しみ、マネーサプライのコントロールをアメリカの中央銀行制度 (連邦準備制度) 最大の課題とした事実を想起するとき、ティンバーレイク、Jr.の研究が生み出された時代的背景を窺い知ることが出来る。

ところでわれわれは、ここで、まず、リビングストンの研究がいま簡単に紹介したウェストおよびティンバーレイク、Jr.の研究の延長線上の研究でないことを確認しておかねばならない。

ウェストおよびティンバーレイク、Jr.の研究が、大雑把に捉えるとき経済学的研究であるのに対して、リビングストンの研究はむしろ社会学的研究である。

リビングストンの研究でもたしかにその冒頭 (序論) で、近年のすぐれた研究であるウェストおよびティンバーレイク、Jr.の研究が取上げられ論及されている²⁾。しかし、それは、社会学者であるR・ウィービーの研究 (Robert Wiebe, *Businessmen and Reform: A Study of the Progressive Movement* [Cambridge 1962]) やG・コルコの研究 (Gabriel Kolko, *The Triumph of Conservatism: A Reinterpretation of American History, 1900-1916* [Glencoe, Ill. 1963]) とのかかわりにおいてであった。つまり、リビングストンは、この問題を経済問題だけの限られた視座から論及しようとはしなかった。

リビングストンの最大の関心事は、19世紀末から20世紀初めのアメリカ合衆国の構造変化をどう捉えればよいかという問題であった。それは、ポピュリズムから革新主義へと大きく揺れ動いたあの時代の合衆国における、マクロ経済学的にみても「成長」と「繁栄」の時代における「改革」(reform) のもつ意味の確定であった。

1901年から1913年までの合衆国は、1893年恐慌後1896年頃まで続いた不況から立ち直って「繁栄」の時代を旺歌していた。にもかかわらず、この時代、合衆国では、革新主義の「改革」が吹き荒れていた。連邦準備制度の成立も、大きく捉える時、こうした革新主義「改革」の一環として捉えることが出来るものであるが、それはいったいどのような歴史的意味をもつものであったのか。——これがリビングストンの研究を支えた強烈な問題意識であったといつてよい。

われわれはこれまで経済史的観点からのみアメリカ合衆国の歴史を考察して来たように思う。そこで本論文では可能なかぎりリビングストンの議論に内在しつつ、この19世紀-20世紀交のアメリカ資本主義の構造的特徴を明らかにし、その時期の貨幣=信用制度上の改革の歴史的意義を問い直してゆくことにしよう

Ⅱ 19世紀-20世紀交のアメリカ資本主義の構造変化と貨幣=信用制度改革の要求

A. 問題と研究史の回顧

ここで取上げるリビングストンの著作は大きくみて3部から構成されている。

第1部は「競争的-企業者の資本主義の衰退, 1889-1905年 (The Decline of Competitive-Entrepreneurial Capitalism, 1889-1905)」と題されたパート, 第2部は「市場力から文化的権威への移行: 1894-1900年における貨幣問題の解決 (From Market Power to Cultural Authority: The Resolution of the Money Question, 1894-1900)」という表題をもつパート, 第3部は「理論から実施への動き: 中央銀行制度設立への方向 (From Theory to Practice: Toward a Central Banking System, 1900-1912)」というテーマで総括されたパートである。

これらを通してリビングストンの追究したものは、連邦準備制度の成立を導き出したとかれの考える3つの条件の確認であった。第1は、アメリカ資本主義の構造変化であり、第2は、中央銀行制度（あるいは、第2合衆国銀行のごとき、全国の銀行業務を総括する連邦法で設立された巨大銀行）に対する「民衆」の意識変化であり、第3は、変化したアメリカ資本主義に対する社会諸階層の「合意」の成立である。

先に紹介した3つのパートのテーマがそれぞれこれら3つの条件確認の作業と対応していたことは改めて述べるまでもない。

リビングストンは、第1部で、何よりもまず経済的基礎過程の変化に注目し、19世紀-20世紀交の合衆国で急速に進展した企業統合とその結果である巨大法人企業成立の歴史的意味を問うた。そして、南北戦争=再建後アメリカ資本主義を特徴づけて来た「競争的-企業者の資本主義」（その意味については後述）が、1880年代以降進展して来たトラスト運動その他の企業統合のなかで、その本来の存立条件を失い、1890年代に新たに体制を整えた「法人資本主義」（corporate capitalism）に道を譲った事実を明らかにした。

リビングストンの追究した連邦準備制度成立を導き出した3つの条件のうち第1の条件——アメリカ資本主義の構造変化は、リビングストンによって「競争的-企業者の資本主義」の「法人資本主義」への変化と捉えられたと考えてよからう。

これに対して、第2部で、リビングストンは、この時期のアメリカの貨幣=信用制度改革の1つの成果となった金本位法制定（1900年3月14日）の歴史的意義を、「民衆」の意識の変化の局面で追究し、これまで市場力、したがって金本位制擁護派と銀本位制擁護派の「力」の衝突とその結着という接近方法で理解され

がちであった1896年の大統領選挙における金本位擁護派（共和党マッキンリー）の勝利という事実にも別の解釈を提示した。

われわれがここでとくに注目しておきたいことは、リビングストンが、金本位法制定や連邦準備法の制定という形で実現されていった当時のアメリカの貨幣=信用制度改革を、ただ経済的基礎過程の動きだけから理解してゆこうとする方法を避けていることである。制度的変革が達成されるために「民衆」の支持がなければならぬという、いわば当然過ぎる事柄を、「民衆」の意識の変化という形で正面から取上げているところに、われわれは何よりも留意しておきたい。

第3部ではアメリカの中央銀行制度である連邦準備制度成立までの社会各層の「合意」の過程が問題にされている。

ここでリビングストンは近年の経済学的研究が総じて、連邦準備制度の成立を銀行業界の利害対立、すなわち、ウォール街を中心に活躍するモルガン等の投資銀行と、地方、とくにシカゴを中心とする預金銀行との利害対立という構図で描き出して来たことに修正を迫っているのである。リビングストンの研究成果を先取りしていえば、連邦準備制度は「法人資本主義」の成立・確立を期待しかつ推進した社会各層（この点については後述）の幅広い支持のもとではじめて成立・実現に漕ぎつけたものであった。19世紀末の企業統合のなかで成立・確立されてきた「法人資本主義」こそが連邦準備制度の成立を必要としたのだという仮説を提示しながら、リビングストンは、この仮説を事実に基づいて多面的に検証しながら、19世紀とは根本的に異なった20世紀の「アメリカ資本主義像」を描き出すとしたのであった。

このような発想は経済学的研究にはおよそ馴染まないものである。後に注記するように（注2）を参照）、ティンバーレイク, Jr. は、リビングストンの研究の意図を十分に理解していないように思われる。それはわれわれが先に指摘しておいた、かれの研究が社会学的研究に属するものであるからである。そこでリビングストンの研究をより正当に評価しようと思うならば、われわれもまた、リビングストンのかかる発想を育て上げて来た今日のアメリカ社会学の研究風土に身を置き、その研究史を若干ふりかえっておく必要があるかと思う。

19世紀-20世紀交のアメリカ資本主義の構造変化のなかで生じた「改革」運動の歴史的意義については、早くいわゆる「革新主義=自由主義歴史派」(progressive or liberal historians)から古典的な解釈が提出されていた³⁾。かれらはアメリカ近代史を自由派と保守派の一連の衝突として描き出した。そしてかれらは、ポピュリズム、革新主義、ニューディールという19世紀末から1930年代にかけて相次いで進行した一連の「改革」運動を、経済力の集中といった諸問題に対する有効な政治的解決だと捉えた。かれらによれば、反トラストその他の規制立法は企業統合を打破し、集中力を抑止する政策だと意識されたのである。だからこそかれらはまた、連邦政府が企業問題を解決すれば、「民衆」の巨大法人企業 (large corporation) に対する反対もまた消滅するだろうと考えた。――

ところでここで取上げるリビングストンの研究は、「革新主義=自由主義歴史派」の諸研究の系譜の上にはない。それは、むしろ、第2次大戦後になってこうした諸見解に対して根本的批判を投じた「コンセンサス歴史派」(consensus historians)、例えばルイス・ハーツ (Louis Hartz)、リチャード・ホーフスタッター (Richard Hofstadter)、ロバート・H・ウィービー (Robert H. Wiebe) などの研究⁴⁾の延長線上にある。

ルイス・ハーツは次のように理解した。アメリカ人はトラスト運動に対しても、巨大法人企業が経済力や政治力を集中した仕方に対しても大した関心を示さなかったし、巨大法人企業の方も、トラストと「民衆」の間に将来の社会の基本的目標において「合意」が出来ていたので、真の脅威を感じることはなかった⁵⁾。

またホーフスタッターはこう理解した。トラストに対する反対は一時期広汎な拡がりをみせ重大な政治的インパクトを与えたことは確かである。しかし、巨大法人企業に対する脅威は、第2次大戦以降急速に色褪せてしまった。それは1つには1940年以降の国民経済のパフォーマンスの良好さに負うものであり、2つには労働組合と連邦政府が巨大法人企業の活動に対抗しうるほど巨大化したことによる。加えて第2次大戦後、新しい世代の人々が台頭し、巨大さに馴れ親しんだことも大きい。これらの人々は官僚性の下で立身出世に精を出すようになり、安定性により以上の関心を払うようになった。こうした発展の結果、「民衆」は

いまや巨大法人企業の社会における役割を心静かに眺めるようになった⁶⁾。――

さらにロバート・H・ウィービーは次のように理解した。かれは19世紀末から20世紀初めにかけてアメリカ社会が維持して来たもの、失ったもの、そして新たに獲得したものは何かを問うた。そしてまず第1にアメリカ合衆国を構成し、それを底辺で支えた、自律した制度として機能していた複数の「孤立した地域社会」(island community)が、1870年代から世紀交にかけて解体し、アメリカ人は、急速な産業化、都市化、移民の大量流入に対処しつつ、新しい安定した社会秩序を求めて行動しなければならなくなったことを明らかにした。第2に、19世紀-20世紀交のアメリカが、この解体から新しい安定した社会秩序を求めて行動しなければならなくなった時期であったと理解した。そして、こうしたなかで「新中間層」(new middle class)と呼ばれた大都市の専門的職業人や社会主義者がこの新しい秩序を創始する組織 (organization) と価値理念 (value) を提供したことを明らかにしたのであった。

要するにウィービーの理解によれば、19世紀半ばにアメリカ社会が維持していたのは「孤立した地域社会」とこれによって組み立てられていた自律的な社会、経済、政治の仕組みであった。だが、それが世紀交にかけて急速に崩れ去った時、新しい秩序として求められ再構築されたものは、あらゆる分野に成立した巨大官僚制機構であったということである。

問題をこのように理解した時、ウィービーはアメリカ社会に占める巨大法人企業の役割を根本的に解釈し直した。かつて「革新主義=自由主義歴史派」によってそれほど忌み嫌われていたトラスト運動は、いまやウィービーによれば新しい秩序を創始した運動であったし、同様にまた官僚制機構として組織された巨大法人企業の成立・確立を推進した人々は、連邦および州政治で革新主義運動を指導したかの「新中間層」と多くの点で同じ価値観を分ち合った人々であったのである。

かくて、ウィービーによれば、1920年代、ハーバート・フーバーが大統領に就任する頃には、大部分のアメリカ人は、公私両面で巨大法人企業を受容する新しい意識に染め上げられていた⁷⁾。――

ここで取上げるリビングストンの研究は、大きく捉えるとき、いま検討した「コンセンサス歴史派」の研

究の系譜上にある。しかし、ハーツ、ホーフスタッター、ウィーバーがそれぞれ異なった歴史像を提出したように、リビングストンの提出した歴史像も当然独自のものである。以下、このような視座のなかで、リビングストンの「連邦準備制度成立史像」を検討してゆくことにしたい。

B. リビングストンのいう「競争的-企業者資本主義」から「法人資本主義」への移行——方法概念の整理——

19世紀-20世紀交(1889-1905年)のアメリカ資本主義の特徴に関するリビングストンの理解は、同じ時期の合衆国にかんする経営史家の影響を受けながらも、研究方法にも歴史像においても大きな隔りをもっている。

「競争的-企業者資本主義」という概念は、リビングストンの著書で明確に定義されていないのでその正確な意味を紹介できないが、本文の叙述から推察してみると、恐らく「競争的資本主義」と「企業者資本主義」の合成語だと理解されてよいだろう。

「競争的資本主義」という用語は時折散見できるので、理解するのにそれほど難しくはない。トラストや持株会社などのような「独占」的または「寡占」的企業が出現し、これらが市場行動や市場価格の決定を大きく左右するようになるまえの資本主義のことだと理解していただければよい。

だが、「企業者資本主義」という用語は、管見にして正確にはいえないが、リビングストンの著書によって初めて見出された概念のように思われる。したがってこれについては若干注釈をつけておかねばならない。

経営史家 A・D・チャンドラー、Jr. の名著 (Alfred D. Chandler, Jr., *The Visible Hand: The Managerial Revolution in American Business*, Cambridge, Mass. 1977〔鳥羽欽一郎・小林袈裟治訳『経営者の時代——アメリカ産業における近代企業の成立——』上、下、東洋経済新報社、1979年)のなかに、「経営者資本主義」(managerial capitalism)⁸⁾という概念がある。

これは、チャンドラー、Jr.によれば、「大量生産と大量流通の統合」(integration of mass production with mass distribution)の事実、つまりこれまで独立企業のもとに営まれていた生産部門と流通部門、さらに抽出部門を1つの企業の管理下に垂直的に統合

(vertical integration)した「経営者企業」(managerial enterprise)が支配的になっている資本主義のことを意味している。

チャンドラー、Jr.によってかかる統合企業が「経営者企業」と呼ばれた理由は、これらの企業では資本所有と経営管理が分離されており、俸給取りの専門的経営者が経営管理の責任者として立ち現われているからである。

ところでリビングストンがここで「企業者資本主義」という用語を用いているのは、筆者の1つの推測に過ぎないが、この用語をもってチャンドラー、Jr.の上記の「経営者資本主義」と対照をさせようとした意図からのように思われる。チャンドラー、Jr.は統合企業成立以前の、企業所有者が同時に経営管理を担当していた企業を「企業者企業」(entrepreneurial enterprise)と定義していたからである⁹⁾。

リビングストンは、このチャンドラー、Jr.の著作に大きく影響を受けた。そして、チャンドラー、Jr.が「企業者企業」の存立基盤の喪失、「経営者企業」の台頭という図式で明確に提示した19世紀末から20世紀始めのアメリカ資本主義の構造変化を、「企業者資本主義」(「企業者企業」が国民経済で支配的な役割を演じていた資本主義)の衰退と「法人資本主義」の成立という図式で描き出そうとしたのだと考えられるのである。

このように述べてくると読者のなかには「企業者資本主義」から「経営者資本主義」への移行という図式が構想されなかったのはなぜかと問題にされる方がおられるかも知れない。そこでリビングストンが「企業者資本主義」から「経営者資本主義」に代えて、なぜ「企業者資本主義」から「法人資本主義」という図式を構想したかについて若干考察を加えておかねばならない。この問題こそ、実は、本項(ⅡB)冒頭で指摘しておいた、リビングストンと経営史家とのあいだの19世紀-20世紀交のアメリカ資本主義の特徴をめぐる理解の相違にかかわる問題であるように思われる。

われわれはこの問題についてつぎのように考えている

チャンドラー、Jr.は経営史家としての観点から、資本の集中よりはこの時代の企業組織の合理化に着目し、この事実こそが、当時の英、独、仏、日などの資本主義の発展と比較してアメリカ資本主義の発展を支えた決定的に重要な特徴であったことを明らかにした

10). これに対してリビングストンは、市場経済における自由競争から寡占的競争への移行という事実や、資本調達における「企業者企業」と「経営者企業」との根本的相違という企業活動の面に着目し、「経営者資本主義」よりも「法人資本主義」の成立と特徴づけた方が、この時期のアメリカ資本主義の特徴を理解する上でより有効だと考えたように思われる。チャンドラー、Jr.のいう「企業者企業」は、例えばカーネギー製鋼社が長いあいだそうであったように、法人格をもっている企業が少なく、1880年代にはその多くがすでに合衆国を代表する押しも押されもしない大企業になっていたにも拘らず、企業拡張のための資本調達は、まだ依然として主として利益の内部留保資金に依存するか、さもなければ、後述するように、単名手形の振出による地元の取引銀行からの融資に依存する方式を採用し続けていたのに対して、1890年代に企業統合によって成立してくる巨大企業は、明白に法人格を有した企業であり、統合に要した資本調達から、経営拡張に要する資金調達まで、巨額な資金を圧倒的にニューヨーク資本市場に依存するようになっていたからである。

このような事実を踏まえてリビングストンは、企業組織の合理化という問題以上に、企業の資金調達の合理化、あるいは、合理的な投資資金調達市場の育成という問題に意識を集中し、巨大法人企業の出現が19世紀-20世紀交のアメリカ経済、とくにアメリカの貨幣=信用制度の変革に与えた影響に注目し、金本位法の制定から連邦準備法の制定に至る「改革」運動の歴史的意味を問い直したのであった。

このような理解の相違から、リビングストンの19世紀-20世紀交アメリカ資本主義理解は独自の色合いをもって現われてくる。それは19世紀後半のアメリカ資本主義を「盗賊貴族」(robber barons)の活躍し、支配した時代だと評価したマッシュウ・ジョセフソン(Matthew Josephson)の資本主義像¹¹⁾でもなければ、これを豊富な資料に基づいて批判した経営史家の歴史像でもなかった¹²⁾。リビングストンの評価した19世紀末のアメリカ資本主義は、「行き詰り」(great stalemate)に直面し硬直した状態にあったアメリカ資本主義であった。もちろん企業者側からみでの「行き詰り」である。

「行き詰り」、それは一言でいえば、1890年代のアメリカにおける「所得の資本から労働への移転」

(transfer of income from capital to labor) —— もっと正確に言えば、国民所得のうち資本の分け前の減少 —— という事実の現存に他ならなかった。

リビングストンはこの仮説を確認するために、同時代の観察者エドワード・アトキンソン (Edward Atkinson)、デイヴィド・ウェルズ (David Wells)、ジェレミア・ジェンクス (Jeremiah Jenks)の著作¹³⁾や、『上院財政委員会報告書』¹⁴⁾を詳細に検討している他、近年の労働史家、例えば、P・K・エドワーズ (P.K. Edwards)、デイヴィド・モントゴメリー (David Montgomery)、ハーバート・ガットマン (Herbert Gutman)、メルヴィン・ダンボフスキー (Melvyn Dubofsky)、ダニエル・ウォーコヴィッツ (Daniel Walkowitz)、レオン・フィンク (Leon Fink)、アーヴィング・イエロヴィッツ (Irving Yellowitz)、ロバート・オザーン (Robert Ozanne)、ジョン・フィッチ (John Fitch)、ロバート・ホックシー (Robert Hoxie)、ダニエル・ネルソン (Daniel Nelson)、ミカエル・J・カシティ (Michael J. Cassity)の研究を受け入れている¹⁵⁾。そして「競争的-企業家資本主義」から「法人資本主義」への移行の歴史像を提示したのであった。

C. 「移行」を必要とした諸条件の確認

——19世紀末アメリカ資本主義の「行き詰り」——

企業家に対して「行き詰り」と映じた「所得の資本から労働への移転」にはいくつかの原因があった。決定的なものとしてリビングストンの意識した事柄は、1880年代から1890年代まで続いた物価の低落傾向、実質賃金の上昇、そして生産性上昇の鈍化の同時進行であった。

物価の低落傾向はすでに1873年恐慌以来はじまっていた。リビングストンは、これが労働者と企業家にまったく正反対の経済的效果を与えた事実を認めている。すなわち労働者にとっては実質賃金の上昇、企業家にとっては生産性上昇鈍化という経済的效果である。リビングストンはこの事実を時論家E・アトキンソンの観察や景気循環に関するいくつかの研究¹⁶⁾から確認した上で、物価をこの時期趨勢的に低落に導いた原因に関する時論家D・ウェルズの主張——過剰生産説を検討するのである。

ウェルズによれば「過剰生産の原因は『進歩または企業心 (progress or enterprise) の過剰』であった。

つまり、「それ自体改良された機械制生産の結果であった、あまりにも過度な企業家の活力 (too much entrepreneurial energy)」であった。その結果、ウェルズによれば、工業設備の規模も価格も複雑さも急速に高まり、それに伴って固定費が増大したから、企業者はこの増大する費用を補うため、充用した設備の最大限の、幾分過度なくらいの利用に駆り立てられたのである。これが過剰生産、すなわち有効需要を越えた生産物またはサービスの供給であり、これがこの時期の物価の趨勢的低落の最大の原因であったのである¹⁷⁾。

リビングストンはウェルズの次の観察を引用してこの事実を確認している。

「1873年以来未曾有なほど生産力と流通力が増大してくるにつれて、同じ時期に、ほとんど全ての商品価格が、輸出貿易向け商品の価格であれ、国内消費向けの商品であれ、低落して来た。その低落のさまは過去の全商業史にまったく前例のないくらいのものである」¹⁸⁾。

問題はこの物価の低落傾向がどうして時論家E・アトキンソンの主張したように「所得の資本から労働への移転」——正確に言えば国民所得のうち資本の分け前の減少——を惹き起こす結果になったのだろうかという問題である。「工業の設備改善」は当然のこととして「労働の節約」あるいは「賃金引下げ」を伴うはずだからである。あるいはまたつぎのように問うことも出来よう。——なぜ企業家は実質賃金の成長に合わせて労働の生産性を向上させることが出来なかったのか、と。

ここでリビングストンは近年のアメリカ労働史家のすぐれた研究に依拠して、当時のアメリカにおける工場内労働の特徴を浮き上がらせたのである。

根本的なことは、工場内における機械制生産の管理が、工場の所有者であり、同時に経営管理者でもある資本家によって効率的に掌握されていなかったことにある。工場内の管理は、1890年代までは社会規範によって熟練労働者に委ねられていたのであった¹⁹⁾。

例えばカーネギー製鋼社のホームステッド工場は、1892年のロックアウトで熟練労働者の組合がペンシルヴェニア州兵の力を借りて壊滅されるまでは、「仕事の割当」(apportioning the work)、「順番の調整」(regulating of turns)、「機械の更新」(altering the machine)など、要するに大工場内の細細した作業の

すべてが、組合(amalgamated association)を代表する世話焼の干渉下におかれていたのであった²⁰⁾。

工場内の作業管理だけではない。リビングストンは別の研究に依拠して、1886-94年の時期の労賃の引下げや工場内革新が完全に「行き詰り」状態にあったことに言及している。労働者の賃金は、恐らくは就業時間の延長が労働者に押しつけられ得なかったからであろう、雇い主の求めたほどには引き下げられることはなかったし、工場内の労働過程の機械化も「合理化」も、熟練労働者の反対に遭遇して雇主(資本家)にとって必要だと感じられたほど急速に進展することはなかったのであった²¹⁾。

さらに大切であったのは、労使対立の起こっている地域における地域社会の態度であった。リビングストンは、ここでH・ガットマンなどの研究を引用して、地方の役人、下級警察官、新聞・雑誌の編集者、小店舗経営者などが、地域ぐるみでストライキを行っている労働者と連帯して行動した事実注目した。そして、当時の社会規範が雇主(資本家)に自分たちの意思(例えば賃金の引下げなどの要求)を労働者に対して押しつけることを不可能とした背景や、仮りに雇主(資本家)が外部から法律や規則をもち込んでも労働過程の改善が容易でなかった事実に言及している²²⁾。

われわれにとってとくに関心を惹くのは、19世紀末のアメリカにおいて企業家にとって「行き詰り」と意識されたものが、他でもなく経済固有の問題ではなく、社会問題と深く結びついたものであったというリビングストンの指摘である。

リビングストンは、ここで、20世紀末の今日的観点からみればまったく変則的にみえる小ブルジョアジー(petite bourgeoisie)とストライキ労働者との連帯の事実を捉え、これが当時一般的に見られた産業労働者と土地所有農民との政治的連合と同様、まったく常態であった事実を強調しているのである。そしてこの3つの社会層(小ブルジョアジーと産業労働者と土地所有農民)こそ、「資産の分散」(dispersed assets)、「競争市場」(competitive markets)、「財産の自己の労働力による管理」(control of the property in one's labor power)を自らの経済的・政治的・社会的存立のための条件として最も大切に保持してゆこうと望んだ建国以来のアメリカ共和主義「民衆」の中軸を構成した社会層だったことを読者に想起させたのであった²³⁾。

かくてリビングストンは、19世紀-20世紀交のアメリカ資本主義のおかれた状態、すなわち企業家にとっての「行き詰り」を、カール・マルクス流の「資本」と「労働」、マックス・ヴェーバー流の「ゲマイシャフト」と「ゲゼルシャフト」(正確には「フェアゲマイシャフトゥング」〔「ゲマインシャフト関係」〕と「フェアゲゼルシャフトゥング」〔「ゲゼルシャフト関係」〕-楠井)、ロバート・H・ウィービー流の「孤立された地域社会」と「巨大な官僚制機構」、あるいはガットマン流の「工業化前の労働慣行および価値意識」と「工業化後の労働慣行および価値意識」といった二分法の方法論では理解できない事実だと退け、その「行き詰り」の歴史的意味を問う方法として、近年のアメリカ政治史・文化史の新潮流である「文化的権威の危機」(crisis of cultural authority) または「文化的行き詰り (cultural stalemate) を重視する学説に求めたのであった²⁴⁾。

リビングストンは、19世紀-20世紀交のアメリカ資本主義の「行き詰り」についてつぎのように要約した。「土地所有農民、アメリカ土着の労働者、そして新しい産業都市の小ブルジョアジーによつて受け嗣がれ生かし続けられて来た文化的伝統は、資本家に対してかれらの一方的な生産管理を説明または正当化するイデオムを何一つ提供しなかつたし、国民所得のうち当然受けとってよいと考えられる正当な分け前に対してその請求権を実効あらしめるイデオムさえまったく提供しなかつたのである。蓋し、かの(文化的-楠井) 伝統によれば、『資本家』は事実上生産的労働に寄生する存在であったからである。実際、資本家は、人間と財産の適切な関係を侵害し、逆転させてしまったから、^{ホライ・ポリテックス} 国家に宿る生かしておけない悪性腫瘍であった。すなわち、資本家は、(この文化的伝統によれば-楠井) 財産を自由な市民の有する自己決定の個性 (self-determining personality of free citizens) を正当化し発展させる手段だとは取扱わず、目的そのものと取扱った。そのため市民の個性も市民の知識も技能も資本のよこしまな無制限な蓄積目的の手段となった。したがってこの(文化的-楠井) 伝統が北アメリカの支配的文化として別の何物かに取って代えられるまでは、大資本の権力も権威も決定的に制限されることになる²⁵⁾。

われわれは「文化的権威の危機」説に依拠したリビングストンのこの評価に注目しておこう。

D. 「法人資本主義」の出現：1890-1905年

—その歴史的意味—

ここで「法人資本主義」と訳出された用語は、繰り返し述べて来たように、<corporate capitalism>の訳語である。それによって意味されているところは、先に指摘されたように、A・D・チャンドラー、Jr. が「統合企業」(あるいは「経営者企業」と呼んだ、あの生産部門と流通部門、さらに原料抽出部門などを1つの企業の管理下に垂直的に統合した企業が、経済活動全体において重要な機能と役割をもつようになった資本主義のことである。リビングストンはこのような型の資本主義がアメリカで1890-1905年に出現したことを跡づけ、これとのかかわりで「革新主義」の意味を問い直し、この時期に進められた貨幣=信用制度の改革の歴史的意義を明らかにした。

リビングストンは、19世紀末の「行き詰り」を打破する経済的劃期が、他でなく1890年制定の「シャーマン反トラスト法」によって劃されたことに注目した。そしてまさにこの法律こそ、19世紀のアメリカ人の心を捉え続けて来たかの文化的伝統の法的表現であったことを読者に想起させ、その法律の果たした実際の効果の歴史的アイロニーを強調したのであった²⁶⁾。

「反トラスト法」の効力を無力にしたものは、よく知られているように、その法律そのもののなかにあった。リビングストンはこの事実を前提にした上で、その法律の果たした歴史的アイロニーの最たるものとして同法制定の前年(1889年)、ニュージャージー州法として制定された独自の会社法(New Jersey Corporation Law, 1889)の歴史的意義を際立たせたのであった。

このニュージャージー州会社法は、ニューヨークの法律事務所サリヴァン&クロムウェル社のパートナーで、J・P・モルガン商会の顧問弁護士であったフランシス・リンド・ステットソン(Francis Lynde Stetson)が合衆国産業調査委員会(U.S. Industrial Commission)で証言したように次の性格のものであった。

第1. イリノイ、オハイオ、ミネソタ、ニューヨーク州の会社法と異なって大企業に対する税制上の優遇措置が採られたこと。第2. 新会社の資産を譲渡可能な同社の株式総額で評価するというコモン・ローの原則を認めたので、同州法で設立される法人企業は株式発行を無制限に行なうことが出来たこと。第3. 資本

金に対する債務額の割合が、規定されてもおらず、制限されていなかっただけでなく、イリノイ州の会社法と異なるとして、他社の株式の所有も禁止されていなかったこと(持株会社の容認)²⁷⁾。

ここでリビングストーンによって注目されたのは、かの文化的伝統を根底から揺がす上で劃期的出来事だと考えられて来た1893年恐慌の前に、部分的にはあったが自由競争市場を規制する法的措置が工夫されていたという事情であった。それは他でもない。
インダストリアル・フロンティア・カンパニー
工業設備や会社に対する分散された法的権利が1つの特殊な法人所有へ統合されうる可能性や正当性が容認されたという事実他に他ならなかった。

そしてつぎの2つの重要な問題を提起したのである。第1. 企業が法的形態をかえてまで企業組織の合理化に生命を賭けたのはなぜか。第2. かかる「組織革新」(organizational innovation)は、A・D・チャンドラー、Jr.等の提出した次の仮説を確認するものであったのかどうか。すなわち、それはかれらが主張しているように、当時合衆国で進行していた技術の高度化に対する適合的な対応であったのか、産業証券の発行から利益を求めようとした証券ブローカーのモチベーションに裏づけられたものであったのか、それとも全国的に拡張しつつあった都市市場の統合の結果であったのかと²⁸⁾。

リビングストーンはチャンドラー、Jr.等の仮説を否定した上で、改めて企業が法的形態を変えてまで企業組織の合理化に生命を賭けた「企業革新者」の真の理由はなにかを問い、それをかの19世紀末の「行き詰り」を克服しようとしたかれらの努力に他ならなかったのだと意義づけたのである。

A・D・チャンドラー、Jr.等は、19世紀-20世紀交の企業組織の革新を企業を取り巻く環境に対する経営管理者の適合的対応だと捉えたのに対し、リビングストーンはそれを企業の内部から問い直し、この時期の企業組織の革新こそ企業のこれ以上の発展を阻止する諸要因に対する「企業革新者」の積極的対応だと論じたのであった。

リビングストーンは、先に掲げた企業革新の代表的論客、E・アトキンソン、D・ウェルズ、J・ジェンクスの議論に注目した。そして、かれらが19世紀末のアメリカの不況を固定資本の巨額な投資と関連づけて論じている事実を突きとめ、この事実に基づいてかれらが企業統合を正当化する論拠を展開した事実を確認し

たのである。

ここでは、熾烈な企業間競争-固定資本の巨額な投資-過剰生産の発生-不況-国民所得配分における企業家の不利-企業統合の必然性²⁹⁾という先に検討しておいた一連の論理的・現実的脈絡が想起されねばならない。

ここで、リビングストーンは、議論を一気に進めず、一步立留まって用心深く、若干の統計資料を用いて、この時期が合衆国で第1次企業集中時代と呼ばれた時代であったこと、そして、現実にも「企業統合」が急速に展開した事実を確認したのである³⁰⁾。そしてかかる企業組織の改革を同時代の「企業革新者」あるいはこれに同調した理論家がどう評価したかを問うた。

リビングストーンは、シドニー・シャーウッド(Sidney Sherwood: ジョーンズ・ボプキンス大学教授)、ロバート・S・テイラー(Robert S. Taylor: アメリカの主導的な特許問題関係弁護士)、チャールズ・D・ウィラード(Charles D. Willard: 当時ロスアンゼルス商工会議所、後日シアーズ・ローバック)、フランク・S・ボンド(Frank S. Bond: シカゴ、ミルウォーキー&セントポール鉄道副社長)、E・S・ミード(E. S. Meade: ペンシルヴェニア大学ホワートン・スクール教授でトラスト金融の権威)、ヘンリー・ホルト(Henry Holt: ニューヨークの出版者)ジェレミア・ジェンクス(Jeremiah Jenks: *The Trust Problem*, New York 1903, の著者)、チャールズ・R・フリント(Charles R. Flint: 産業統合の促進者)、チャールズ・F・フィリップス(Charles F. Phillips: デラウェア・トラスト・カンパニー(N.Y.)の取締役)、フランク・ヴァンダリップ(Frank Vanderlip: U.S. 財務省からナショナル・シティ・バンク(N.Y.)に移って活躍した金融実務家)、ステューヴサント・フィッシュ(Steyvesant Fish: イリノイ・セントラル鉄道の社長、ニューヨーク・ミュチュアル生命保険会社取締役)らの意見を引用しながら、かれらが例外なく法人企業制度(corporate system)の出現を「当然」にして「不可避」な発展、あるいは産業企業の発展における新しい、恐らくは最高の段階だと理解していたことを明らかにした³¹⁾。

これらの人々は競争の弊害を非難し、生産と流通に対する集中的管理と、このような管理を達成さす制度的道具として法人企業制度の創出と完成を祝福したのであった³²⁾。

かれらはまず競争的「自己調整的」市場が、慢性的過剰生産（有効需要を超えた商品及びサービスの過剰供給）を導き出すという理由で、もはや資源と所得の配分にとって適切な機構ではありえなくなったと論じた。そしてかれらは「自己調整的」市場の企業に加える外からの破壊的力を制限する方策を提案したのであった³³⁾。こうしてかれらは企業統合を正当化する議論を「市場を意図的な社会行動に従属させること」の必要性、あるいは、「全産業を集中的管理下におくこと」の必要性とかわらせて論じたのである。

「企業革新者」の議論はこれに留まるものではなかった。リビングストンは、かれらが経済過程の変化に照応して進行している社会面での急激な変化にも意識を留め、社会制度面での「統合」の可能性をも積極的に論じた事実を指摘している。第1は社会階級を「資本」と「労働」に分割する考え方——19世紀後半のアメリカ社会における労使関係で通例であったストライキとロックアウトの応酬で彩られた歴史に基礎づけられた考え方——を揚棄する提案である³⁴⁾。第2は「大資本」と「中小資本」あるいは「大企業」と「中小企業」の分割と対立を否定する考え方の提案である。例えば、株式市場に上場された新しい産業証券に対する「小資本」にとっての安全な投資物件としての認識の強調や、この場合における「小企業家」の資源活用・配分活動からの引退可能性（かれらのレントナーとしての新中間層への転換と競争市場の緩和）の指摘などである³⁵⁾。第3は産業統合が創出しつつあった新しい型の金融家（「企業革新者」との同盟者）の役割の強調である³⁶⁾。

これら新しい「社会的統合」の提唱は、すぐれて19世紀-20世紀交のアメリカの特徴であったといつてよい。

そればかりではない。「企業革新者」が究極的に関心を持ち続けたのは、19世紀末のアメリカを捉え続けた「行き詰り」の最大の原因、すなわち、熟練労働による労働過程の管理体制の打破であった。

かれらは、競争的な「自己調整的」市場の企業に及ぼす影響力のなかで何よりも価格の変動、とくに生産原価以下への市場価格の低落に注目した。そして同時にかれらは、トラストの形成によって管理価格が形成され、かつてそうであったような市場価格の急落が防がれている事実を重視し、企業統合と新価格体系の構築との関係を問うたのであった。そしてかれらは、自

分たちの求めている新価格体系の構築が、他でもなく「労働過程の経営者による管理」を前提とするものであることに思い至ったのである。それは他でもない。これまで支配的であった熟練労働者による工場生産管理の終焉であり、本社詰めの官僚制的に組織された知識労働者（中間管理職）による労働過程の管理の徹底であり、普及に他ならなかった。

リビングストンはかかる合理的な管理機構がアメリカで、1892-1902年に完成された事実を明らかにした。そして、その後成立・確立してゆく巨大法人企業最大の課題が技術問題の解決、つまり「標準原価」(standard cost) の設定に向けられゆく意味を解明したのであった³⁷⁾。そして、かかる文脈のなかで、リビングストンは、19世紀-20世紀交の貨幣=信用制度改革要求が、このような技術問題の解決と併行して取組まれねばならなかった、「企業革新者」のいまひとつの重要な運動であったと跡づけてゆくのである。

Ⅲ 19世紀末における貨幣=信用制度改革を支えた「理論」と「方法」

よく知られているように、19世紀末アメリカで起こった貨幣=信用制度改革運動は、「ボルティモア計画」の発表（1894年）からはじまってインディアナポリス貨幣会議提案の公表（1898年）を経て、金本位法の制定（1900年3月14日）で一応の決着を見た。

リビングストンは、この運動の歴史的意義を確定するに際しても、きわめて興味ぶかい独自の理解を示しているのである。読者は以下に紹介するリビングストンの見解が実は前節の議論と密接不可分に結びついた議論であること、そして前説の議論が以下の議論のための前提におかれた議論であることを知るであろう。

A. 景気循環防止あるいは緩和措置と結びついた貨幣=信用政策の要求

金本位法制定に至る19世紀末の貨幣=信用制度改革運動に関するリビングストンの研究の独自性はつぎのところにある。第1は、これまでは霧の中に含まれていた「ボルティモア計画」発表から「インディアナポリス貨幣会議提案」の公表に至るこの時期の貨幣=信用制度改革運動の流れを、基礎資料に基づいて鮮やかな形で提示したこと。第2は、2つの改革案の底辺に流れる改革理論を通説を批判的に再構成しながら整理し直したこと。そして第3は、改革運動の性格と、そ

の推進者による運動組織化の方法が明白になったことである。

リビングストンは、まず1893年恐慌が合衆国の銀行制度にどのような影響を与えたかを統計的に確認した。第1. 1890-1893年に全国の550以上のプライベート・バンクが営業を停止した。第2. 1893年夏に141の国法銀行が破産した。第3. 1893年に国法銀行・州法銀行併せて360行が営業を停止した。その損失額は総額約4,200万ドルであった³⁸⁾。

ついでリビングストンは銀行界を襲ったこのパニックを救済するため、ニューヨーク手形交換所の行なった措置（手形交換所貸付証書〔clearinghouse loan certificates〕の発行）に注目した³⁹⁾。

リビングストンも、これまでの研究と同様、1893年恐慌がこの時期のアメリカ貨幣=信用制度改革運動を喚び起こしたきっかけであつたことを確認している。しかし、かれは、1893年恐慌を国内外の複合的貨幣要因（ベアリング恐慌〔1890年〕以来の国際金融不安と、シャーマン銀買上げ法〔1890年〕制定後の本位貨をめぐる国内金融不安）だけに解消してしまう方法を退けた。リビングストンはこの恐慌（そして深刻なパニック）を、基本的にはアメリカ資本主義の直面した「構造的危機」（かれの用語法を使えば「行き詰り」）と結びつけて理解したのであった。

リビングストンは、この時期アメリカを襲った深刻なパニック発生の原因を次のように解析した。最も大切なのは、南北戦争=再建期に行われた制度改革以来中央銀行機能を代行していた財務省=独立国庫制度の機能が麻痺したことであった⁴⁰⁾。国庫機能の麻痺はつぎの事実のなかに端的に現われていた。すなわち、法貨として発行された政府紙幣（緑背紙幣その他）の銷却準備基金であったばかりではない。必要に応じてニューヨーク金市場に介入し、貿易決済に必要な貨幣用金（国際的決済手段）に対する需給を調節するための基金として機能していた国庫保有の金準備が、1879年の正貨支払再建後はじめて1億ドル以下に低落したという事実そのものである。

独立国庫制度の機能麻痺を導き出したものは、よく知られているように、(1)財政赤字、(2)貿易赤字、(3)ニューヨーク銀行保有の金準備の減退、そして(4)シャーマン銀買上げ法の経済的効果であった⁴¹⁾。

その構成部分の約90%を関税収入に依存した連邦財政は、マッキンリー保護関税法（1890年）の制定で、

一時的に貿易の停滞を招き、緑背紙幣その他の法貨銷却のために保有された金準備を増加させることが出来なくなっていた。

他方、この保護関税法の制定によって海外からの駆け込み輸入が増大した結果生じた貿易の赤字は、海外に対する決済手段たる貨幣用金に対する需要を市中で満足させ得ず、不足分を国庫に依存せざるを得なくさせた。またこの時期、1880年代から引き続いた好景気がようやく頂点に達し、決済資金を求める全国的な資金需要が増加したため、ニューヨークのコルレス銀行に向けての地方銀行からの預金取崩しも増大し、ニューヨーク市中銀行の金準備が著しく減少し、国庫への金兌換請求が集中した。

さらにシャーマン銀買上げ法によって、法貨として通用する1890年財務省手形が1億5000万ドルも発行されたため、ただでさえ圧迫気味の法貨の金兌換要求が一層加速した。また金銀法定比価と市場比価の乖離は投機を果てしなく刺激することとなった。――

かかる国庫保有の貨幣用金を巻き込んだパニックが先にみたアメリカ資本主義の構造的危機とどう結びついていたかは、リビングストンはなお後段まで議論を先送りしている。そしてその著作第2部の冒頭では、実務家がこのパニックをどう理解しどのような対応措置を考えていたかという問題から議論を始めるのである。ここで考察する「景気循環防止または緩和措置」(countercyclical theory and practice) がこれである。

ここでリビングストンの果たした研究史上の功績は、この時代の「改革」運動を、ウェストあるいはティンバーレイク、Jr.のように、すでに南北戦争=再建期から始まっていた国法銀行制度の不備に対する批判の延長線上で捉えようとせず、かかるいわば伝統的批判運動とは別の次元から起こった「改革」運動、つまり、巨大法人企業の成立と確立によってアメリカ資本主義の直面する「行き詰り」を克服しようと意図した「企業革新者」によって提起された「改革」運動だったと捉えたことである。

したがってリビングストンの理解したこの時期の「改革」理念は、「戦後期」^{ホストバラム}を通して一貫してみられた低利の投資資金 (cheap money) の豊富な供給を要求した理念に裏づけられたものではない。それとは次元を異にする「景気循環防止あるいは緩和」のための貨幣=信用制度の構築要求となった。同時代人の用語を借用していえば、それは基本的には、国法銀行制度

に内在していた貨幣=信用供給の非弾力性 (inelasticity) 克服策の提唱であり、さらにこの政策を精緻化した、証券市場の、巨大法人企業のための安定した資金調達市場としての確立を展望する国民的資金循環機構の再整備要求であったといえる。

そこでリビングストンは、この時代のアメリカで貨幣=信用制度の改革を指導した有力な理論家たち、例えばチャールズ・コナント (Charles Conant)、アレグザンダー・D・ノイズ (Alexander D. Noyes)、ホーレイス・ホワイト (Horace White) などの見解を掘り下げながら、問題の核心に迫ってゆくことになる⁴²⁾。

ここでコナント、ノイズ、ホワイトがいずれもウォルター・バジヨットの理論のアメリカにおける継承者であった事実に注目しておきたい。

バジヨットは改めて言及するまでもなくロンドン『エコノミスト』の編集者であり、名著『ロンバート街』(Walter Bagehot, *Lombard Street*, London 1873)の著者として、当時世界的にその名を馳せた金融問題の権威者である。

アメリカの理論家がこの時期かれを受け入れたのは、バジヨットが近代の商業恐慌 (commercial crisis) の救済策として、高金利を厭わぬ人になら誰にでも、パニック期に最高限度まで貸付額を増大させるよう提唱したところにあった⁴³⁾。

ところでわれわれは、ここでリビングストンが、コナント、ノイズ、ホワイトなどの改革者を、バジヨットのたんなるエピゴーネンだと評価していなかった事実に注目しておかねばならない。かれらはバジヨットによりながらも、さらに一歩進んで、バジヨットの提唱した政策をこの時期のアメリカ資本主義の「行き詰り」克服策と結びつけて、独自の金融政策を構想していたからである。この点でかれらは、先に検討しておいたアトキンソン、ウェルズ、ジェンクスなどと同様に、「企業革新者」であった⁴⁴⁾。

以下リビングストンによりながらコナントの議論の要点を紹介し、金本位法制定直前の改革者の代表的な見解を確認しておこう。

コナントはその著作 (Charles A. Conant, *A History of Modern Banks of Issue*, 1st ed., New York 1896) で数章を割き、19世紀の諸恐慌の実証的研究を進める一方、これらの諸恐慌とその原因に関する理論的考察を行なった⁴⁵⁾。

ここでのポイントの第1は、「セイの法則」(「供給」はそれ自体「需要」を創出するという命題)が、近代産業社会の諸条件に適合していないことの確認であった。そして第2は、恐慌期における銀行制度の適切な役割に関する提言であった。

ところで、この場合、われわれは、コナントが決して「セイの法則」を名ぞして (例えば、J・M・ケインズのように) 批判しているわけでないことに注意しておかねばならない。恐らくそれは、そのように表現した方がケインズ『一般理論』を知っている読者に、コナントが実はバジヨットからケインズをつなく役割を果たしたことをより説得的に示めそうと考えたりリビングストンのレトリックであったろうと思われる。

原著を読まれた読者なら直ちにおわかりになるように、コナントはその著作 (1896年版) では、ただ①恐慌 (commercial crisis) は近年の信用組織の発達と人類固有の投機心によって発生するものであること、②恐慌は、第1に、商品の生産、第2に、表面上の繁栄に伴う過度の消費、第3に、かかる生産と消費の貸付資本に及ぼす影響で伝播するものであること、③産業の回復は、恐慌後に用途を失った豊富な資金の銀行への還流と蓄積によって利子率が低落することを基礎にしてもたらされるものであること、かくて、④恐慌は、今日の産業社会では周期的、循環的に発生するものであることを説明し、当面する貨幣=信用制度の改革が、恐慌対策を不可欠にしていることを示したに過ぎなかったからである。

コナントは「貯蓄」、したがって純「投資」の増加は、資本蓄積量の増加に伴う実質利子率 (real interest rate) の低下によって不活発になるという命題、すなわち実質利子率の低下は、国民所得のうち比較的大きい部分を「貯蓄」よりも「消費」に向かわせる傾向をもつから、「貯蓄」も「投資」も低下し、生産力および生産そのものを増大させる「投資」は不活発になり、恐慌(「需要」を上回る「供給」)は起らないとした「セイの法則」の新古典派的説明とは異なって、実質利子率が低落した19世紀末のアメリカでかえって貯蓄率が上昇した事実に注目し、今日の産業社会での景気循環の不可避性を主張したのである。

コナントが恐慌期の銀行制度の適切な役割に意識を集中した最大の理由は、近代産業社会における恐慌のもっとも目立った影響の1つが、かれにとって「富の分配に及ぼす影響」だと理解されたからであった。そ

のなかで最大の影響を被ると考えられたものは、産業企業 (industrial enterprise) に他ならなかった。賃金労働者ならば物価の下落した不況期には、かえって、賃金がもとのままであれば、購買力を高めることが出来るし、かりに貯蓄の備えがなくとも公衆の慈善で救助を受けられるであろう。だが産業企業はそうはゆかない。産業企業は売上げが落ち、物価の低落した不況期に、好況期に事業拡張のために借入れた資金を返済しなければならず、営業を続行しようとすれば、今まで通りの賃金水準で労働者を雇用しなければならないから、利益を得ることなく、損失さえ被ることになるからである⁴⁶⁾。――

われわれは上記のコナントの説明のなかに、前節で確認しておいたかの「行き詰り」の現実的背景を認めるであろう。

こうしてコナントは、恐慌期の銀行制度の役割に注目し、バジョットの立場 (産業企業にとっての救済者としての銀行制度の立場) に立つのであった⁴⁷⁾。

ここでコナントに対するリビングストンの評価を引用しておくことは意味のあることだろう。

「彼 (コナント-楠井) にとっては、バジョット、ウェルズ、ホワイトにとってと同様に、周期的恐慌は、それらが『比較的弱小の企業』――すなわち『冒険家』、『限界状況の生産者』、そして『投機家』――を市場システムから駆逐するかぎりでは望ましいものであった。この諸過程は、比較的大規模で比較的责任能力のある諸企業を経済全体のなかで正当化するものであった。……しかるに経済活動の完全な崩壊は、社会制度の安定が労働の不断の雇用に基礎づけられているという理由で容認されるべきものではない。その上、もし全般的な物価低落によって、歴とした企業に投資された資本が、投機的企業や非生産的諸企業に投下された資本と同程度に減価されることが容認されるならば、近代的諸恐慌の効果は国民所得の再分配につながってしまうだろう」。「だから、^{エコノミック・クライシス}経済恐慌期に『最高限度まで貸出』すという諸銀行の義務は、たんに貸出を受ける資格を有する顧客に対する義務以上のものであった。それは、不平等な所得配分と私的投資に立脚し、大規模な資本蓄積によって特徴づけられている社会制度に対する義務でもあった。要するに、コナントは、先立つバジョット、やがて来るケインズと同様、銀行制度に対して、恐慌期に総有効需要を維持することで資本そのものの代理人として機能することを期待したの

であった」⁴⁸⁾。

B. 19世紀末貨幣=信用制度改革を支えた「意識」の変化

1893年恐慌は、それがもたらした銀行恐慌の深甚さとこれによって加速された深刻な不況の影響で、本位貨を見直そうとする動きとそれを阻止しようとする動きの正面衝突を呼び起こし、アメリカを激しい社会的混乱の時代に陥れた。ポピュリズムの時代がこれである。

リビングストンは、この激動の時代を、上述して来たようにアメリカ資本主義の構造変革の時代と捉え、両者の対立の歴史的意味を問うたのである。

リビングストンは、ポピュリズムこそ、建国以来合衆国で保持されて来た伝統的価値観 (「共和主義の原則」) を擁護しようとした最後の運動であったこと、そして1896年大統領選挙における共和党 (金本位制支持派) マッキンリーの勝利とその帰結 (1900年の金本位法の制定) こそ、この「共和主義の原則」を公然と否定し、アメリカ資本主義の「競争的・企業者の資本主義」から「法人資本主義」への移行を決定づけた最も重要な社会的・経済的・政治的出来事だと意義づけたのである。

ここで「社会的」とは、リビングストンによって、「民衆」の社会的意識の急速な変化、つまり「伝統的価値観」の衰退と巨大法人企業容認の新しい価値観の一般化の達成と理解され、「経済的」とは、いわゆる巨大法人企業が生産額の面でも労働者の雇用数の面でも国民経済において圧倒的重要性をもつに至ったことと理解され、「政治的」とは、かかる巨大法人企業のための政策が、連邦政府の基本的経済政策として前端的に打ち出されるようになったことと理解されている。

このように述べてくれば、読者は、この時期この「移行」がきわめてスムーズに進展したかのように思われるかも知れない。しかし、すべての構造変革がそうであるように、現実には決してそんなに生易いものではなかった。

リビングストンの研究の研究史上の意義は、これまで殆ど顧みられることのなかった次の新しい史実を提示したこと、そして、この「移行」の現実の過程がきわめて難しかったことを浮き上がらせたところにある。

第1は、Coin's Financial Schoolの役割に注目したことである。第2は、このコインの活動に刺激されて

起こった改革派の推進した「民衆」の教化運動を浮き上がらせたことである。

ところで *Coin's financila School* とは何か。これは、リビングストンによれば、1894年にシカゴで出版され、「西部」および「南部」できわめて人気を博して愛読された、ウィリアム・コイン・ハーヴェイ (William Coin Harvey) 編集の「自由銀」擁護の小冊子のことである。本文140ページに付録までついて僅か25セントの廉価で、新聞の売店や列車のなかで手軽に販売されたパンフレットであったが、内容は貨幣史や貨幣理論の基礎的講述に充てられているだけではない。貨幣あるいは信用問題関係の事件について、詳細な解説記事をも含んでいたものであった。⁴⁹⁾

ところで *Coin's Financial School* は「民衆」に何を訴えようとしたのか。——それはつぎの事実であったとリビングストンはいう。すなわち、現在合衆国で進行中の富の集中、したがってまた所得と財産の往年の自由土地所有から資本家への移転や、農村から都市への移転は、貨幣の供給が増大し、価格の回復が見られたら、一度に停止し、事態は完全に逆転してしまうだろうという事実そのものである。

ここには1873年の銀の廃貨 (An act revising and amending the laws relative to the mints, assay-offices, and coinage of the United States, Sec. 14, and Sec. 15)⁵⁰⁾こそが、近年の物価低落、したがってまた所得と財産の農村から都市への移転の原因であったという認識が根底におかれており、この動きを阻止する方法として「銀」の自由鑄造擁護が謳われていたのであった。そればかりではない。*Coin's Financial School* にとってはこの措置は、政府紙幣の供給を増大させるほんの第一歩に過ぎなかったということである⁵¹⁾。

このように述べてくると読者は直ちに、*Coin's Financial School* の論調のなかに、「貨幣数量説」の影響が認められることにお気付きになられるであろう。しかし、その精髓は、リビングストンが適切にも評価しているように、「エドワード・ケロッグとヘンリー・C・ケアリーによって最初に作曲されたかの主題に基づいて新たに作曲され直された、最後の包括的で興味を唆られる変奏曲であった」⁵²⁾ということであった。

改めて述べるまでもない。ケロッグ (Edward Kellogg) もケアリー (Henry C. Carey) も「再建

期」に活躍したすぐれた経済学者で、両者の存立基盤、したがってまた方向性は著しく異なっていたが、いずれも、生産する「民衆」のために低利の投資「資金」を豊富に提供することを主張し、緑背紙幣の早期回収に反対した人たちであった⁵³⁾。

いずれにもせよ、リビングストンは、これまで研究史上殆ど顧みられることのなかったこの小冊子 *Coin's Financial School* の歴史的意義を明かにして、「戦後期」の「民衆」の心を捉えて来た貨幣=信用理論が1890年代半ばにおいてどのような形で社会的機能をはたしていたかを論じたのであった。読者はこの貨幣=信用理論こそ「企業革新者」によって克服されるべき「伝統的貨幣理論」であったことに思い至るであろう。

続いてリビングストンは、その後1896年の大統領選挙から1900年の金本位法制定までに、このような「民衆」の根強い反対意識がどのようにして急速に変化していったのかという興味ぶかい問題に研究を集中したのである。これは「企業革新者」による「民衆」に対する情報宣伝活動を通してであった。「企業改革者」たちは、*Coin's Financial School* の用いたと全く同じ方法で自分たちの情報宣伝活動を推進していった。「改革」の必要性、「改革」の方法、そして「改革」によってもたらされる社会経済的効果——これらの事柄を興味ぶかく、判り易く、手軽な手段で「民衆」に提供することによってであった。

この運動を主導としたのは、リビングストンによれば、この時期「アセット通貨」の発行を提唱していたニューヨーク通貨改革クラブであった⁵⁴⁾。

この運動は奉効した⁵⁵⁾。貨幣=信用制度改革派の指導者は、1896年選挙が近づくとつれて、当時民主党がブライアンを盛り立てて銀本位制支持に大きく傾斜したこと、そしてまた金本位制を擁護する文献が正規の共和党機関から配布されてくる見通しが少なかったことから、この方法を積極的に用いて情報宣伝活動に努めていった。そして、地方の日刊紙と大衆を、これまで依存性の強かった政党や地方のエリートの影響力から引きはなしていったのであった⁵⁶⁾。

こうした堅実な努力は、1895年のうちに、セクションのちがひ、年齢の相違、業種差を超えて金本位制擁護派の間に固い絆を作り出す方向に作用し、1896年大統領選挙でのかれらの勝利を導き出す推進力になったとリビングストンは言う⁵⁷⁾。

この運動を通して「中西部」の賃金労働者、中産階級、土地所有農民は、急速に新しい理念のもとに結集されていった。金本位制擁護派はおしなべて、「銀」の自由鑄造によって惹き起こされるインフレーションが実質賃金を引き下げると訴え続けたのであった⁵⁸⁾。

「企業革新者」たちはアメリカ社会を定義し直す新しい方法を探り当てていた。かれらは産業労働者の階級としての永続化と、都市の新中間層の存在をはっきりと認識していたばかりではなかった。これら新興利害集団の登場してくる新しい都市的=工業的世界をこと細かに説明し、これをもって現代アメリカ社会がどんな社会かを判断する適切なヴィジョンを提示しようとした⁵⁹⁾。かれらは合衆国の銀本位制確立はインフレーションと経済不安を惹き起こすだけだと論じ、その結果到来し、跋扈するものが、賭博師と投機師、そして貨幣用金の供給を一手に掌握し、商品と労働に対する支配権を握ろうとする銀行家だけだと説得したのであった⁶⁰⁾。

さてわれわれはここでやっと、19世紀末貨幣=信用制度改革の1つの到達点ともいべき金本位法制定の歴史的意義を考察する論理的段階に到達した。続篇においてこれを正面から取扱い、引続き連邦準備法制定までの動向を展望してゆくことにしたい。

注

- 1) 差し当り、楠井敏朗『アメリカ資本主義と民主主義』(多賀出版、1986年)、第5章;鈴木圭介編『アメリカ独占資本主義——形成期の基礎構造』(弘文堂、1980年)第IV章;鈴木圭介編『アメリカ経済史』Ⅱ(東京大学出版会、1988年)、第1章第3節I、第2章第2節I、第3章第3節I、を参照。また関連して、藤瀬浩司・吉岡昭彦編『国際金本位制と中央銀行政策』(名古屋大学出版会、1987年)を参照。
- 2) J. Livingston, *Origins of the Federal Reserve System: Money, Class and Corporate Capitalism, 1890-1913*, Cornell University Press, Ithaca, N.Y., 1986, pp. 24-26. ウェストの研究に対しては、リビングストンは、「銀行理論と実務の歴史的関連を明らかにしようとした点で興味ぶかく重要である」と評価しながらも、次の問題点を抱えていると批判している。第1は、焦点の絞り込みがきわめて限定されていたため、1900-1913年の銀行改革の運動が、銀行家間の技術的問題をめぐる論議以上に出ていない憾みがあること、第2は、ウェストの〈real bill doctrine〉の取扱い方は、その考え方が意味を獲得した歴史の全文脈との関連で取扱われておらず不十分であること、第3は、当時の「改革」が銀行券の発行制度の改革にのみかぎられているかのように問題にされ、預金の「貨幣」としての役割を全く理解していないことなど。
- 3) これについては、包括的なものとして、John Higham, et al., *History*, Englewood Cliffs, N.J.: Prentice Hall, 1965, pp. 221-30; Samuel P. Hays, "The Social Analysis of American Political History," *Political Science Quarterly*, 80, September 1965, pp. 373-94, を参照。また個別的なものとしては、John D. Hicks, *The Populist Revolt*, Lincoln: University of Nebraska Press, 1961; Arther S. Link, *Woodrow Wilson and the Progressive Era, 1910-1917*, New York 1954; Arthur M. Schlesinger, Jr. *The Age of Roosevelt*, Vol. II: *The Coming of the New Deal*, Boston 1958, などを参照。
- 4) Louis Hartz, *The Liberal Tradition in America*, New York 1955 [有賀貞・松下光央訳『アメリカ自由主義の伝統』有信堂、1963年]; Richard Hofstadter, *The Age of Reform*, New York 1955 [斎藤真・有賀弘・清水知久・宮島直機・泉昌一・阿部齊共訳『アメリカ現代史——改革の時代』みすず書房、1967年]; Robert H. Wiebe,

- The Search for Order, 1877-1920*, New York 1967, などを参照。
- 5) Hartz, *op. cit.*, pp. 232-43.
また, John Higham, "Beyond Consensus: The Historian as Moral Critic", *American Historical Review*, 67/3, April 1962, pp. 609-25, を参照。
 - 6) Richard Hofstadter, "What Happened to the Antitrust Movement?", in ditto, *The Paranoid Style in American Politics and Other Essays*, New York 1965, pp. 188-237, をみよ。
 - 7) Wiebe, *Search for Order*, 各所を見よ。また自らも「コンセンサス歴史派」の立場から, この時期(1880-1920)のアメリカ資本主義の実証的研究を進めた, Louis Galambos, *The Public Image of Big Business in America, 1880-1940: A Quantitative Study in Social Change*, Baltimore 1975; Alfred L. Thimm, *Business Ideologies in the Reform-Progress Era, 1880-1914*, University, Ala. 1976, をも参照。
 - 8) A.D. Chandler, Jr., *The Visible Hand: The Managerial Revolution in American Business*, Cambridge, Mass. 1977, p. 1 [『経営者の時代』上, p. 4], また「経営者資本主義」の定義を確認するためには, その後チャンドラーが, リチャード・S・デドロウ教授と共同編集して公刊した, ハーヴァード大学経営大学院 MBA プログラムのケーススタディーの資料集, 『経営者資本主義の到来』(A. D. Chandler, Jr. and Richard S. Tedlow, ed., *The Coming of Managerial Capitalism*, Homewood, Ill., 1985) を参照。
 - 9) A.D. Chandler, Jr. *The Visible Hand*, Pt. V [『経営者の時代』下, pp. 661-827] を参照。
 - 10) A. D. Chandler, Jr. and Herman Daems, eds., *Managerial Hierarchies: Comparative Perspectives on the Rise of Modern Industrial Empire*, Cambridge, Mass. 1980; A. D. Chandler, Jr., "The Emergence of Managerial Capitalism", *Business History Review*, 58, Winter 1984 [楠井敏朗・笹田京子・朝倉文女共訳「経営者資本主義の成立」(『国際経営資料翻訳叢書 No.11, 横浜国立大学経営学部研究資料室, 1986年) を参照。
 - 11) Matthew Josephson, *The Robber Barons: The Great American Capitalists, 1861-1910*, New York 1934. ここで取上げられているのは, ジェイ・クック (Jay Cooke), ジェイ・グールド (Jay Gould), アンドゥルー・カーネギー (Andrew Carnegie), J・P・モルガン (John Pierpont Morgan), ジョン・D・ロックフェラー (John D. Rockefeller) などである。
 - 12) A・D・チャンドラー, Jr. 等によって評価された19世紀-20世紀交のアメリカ資本主義は, これまで「金融資本主義の成立」として理解されていたこの時代の資本主義を, 巨大企業の設立と発展の観点から捉え直したものであった。それは出資者の優位の否定, 専門的経営者の卓抜した管理能力に対する賛辞であった。例えば, A.D. Chandler, Jr., "The Beginning of 'Big Business' in American Industry", *Business History Review*, 33/1, Spring 1959, pp. 1-31; Joseph Litterer, "Systematic Management: The Search for Order and Integration", *Business History Review*, 35/4, Winter 1961, pp. 461-76, を参照。
 - 13) Edward Atkinson, *The Industrial Progress of the Nation*, New York 1889; David Wells, *Recent Economic Changes*, New York 1889; Jeremiah Jenks, "The Economic Outlook", *Dial*, 10, 1890。
 - 14) これは著名な連邦上院議員ネルソン・W・オールドリッチ (Nelson W. Aldrich) を委員長とする上院財政委員会の『報告書』[52d Cong. 1st Sess., Senate Report no. 986 (Washington, 1892), 3 vols.] である。
 - 15) P.K. Edwards, *Strikes in the United States, 1881-1974*, New York 1981; David Montgomery, *Workers' Control, in America*, New York 1979; ditto, "Workers Control of Machine Production in the 19th Century", *Labor History*, 17/4, Fall 1976, pp. 485-509; ditto, "Strikes in Nineteenth-Century America", *Social Science History*, 4, 1980, pp. 81-104; Herbert Gutman, "Workers' Search for Power", in H. Wayne Morgan, ed., *The Guilded Age*, rev. ed., Syracuse, N.Y., 1970; ditto, "Class, Status, and Community Power in Nineteenth Century American Cities — Paterson, New Jersey: A Case Study", in F. C. Jaher, ed., *The Age of Industrialism in America*, New York 1968; ditto, *Work, Culture, and Society in Industrializing America*, New York 1976; Melvyn Dubofsky, *Industrialism and the American Worker, 1865-1920*, Arlington Heights, Ill. 1975; ditto, "The Origins of Western Working Class Radicalism, 1890-1950", *Labor History*, 7/2, Spring 1966, pp. 131-54; Irwin Yellowitz, "Skilled Workers and Mechanization: The Lasters in the 1890s", *Labor History*, 18/2, spring 1977, pp. 197-213; Robert Ozanne, *A Century of Labor-Management Relations at McCormick and International Harvester*, Madison 1967; John Fitch, *The Steel Workers*, New York 1911; Robert Hoxie, *Scientific Management and Labor*, New York 1915; Daniel Nelson, *Workers and Managers: Origins of the New Factory System in the United States 1880-1920*, Madison, Wisconsin 1975; Leon Fink, *Workingmen's Democracy*, Urbana, Ill. 1983; Michael J. Cassity, "Modernization and Social Crisis: The Knights of Labor and a Midwest Community, 1885-86", *Journal of American History*, 66, 1979, pp. 41-61.

- 16) Rendig Fels, *American Business Cycles, 1865-1897*, New York 1959, esp. chaps. 6-9; Jeffrey G. Williamson, *Late-Nineteenth Century American Development*, New York 1974, chap. 5; Clarence D. Long, *Wages and Earnings in the United States, 1860-1890*, Princeton 1960; Sidney Weintraub, *An Approach to the Theory of Income Distribution*, Philadelphia 1958; Alvin L. Marty, "Diminishing Returns and the Relative Share of Labor", *Quarterly Journal of Economics*, 67/4, Nov. 1953, pp. 615-18.
- 17) Livingston, *op. cit.*, p. 36.
- 18) *Ibid.*, p. 36.
- 19) *Ibid.*, p. 40.
- 20) *Ibid.*, p. 40, これは、モントゴメリー, K・ストーン, M・タボフスキーらの研究——注16)に負うたものである。
- 21) *Ibid.*, p. 41. これは、エドワーズ, モントゴメリーの前出諸文献——注16) 参照——に負ったものである。また, David M. Gordon, Richard Edwards, and Michael Reich, *Segmented Work, Divided Workers: The Historical Transformation of Labor in the United States*, New York 1982, も参照。
- 22) Livingston, *op. cit.*, pp. 41-42.
- 23) *Ibid.*, p. 42.
- 24) *Ibid.*, pp. 44-45.
- 25) *Ibid.*, p.45.
- 26) 「シャーマン法」については, 志村嘉一「アメリカ独占の発展と独占政策の展開」平和経済計画会議編『1977年版国民の独占白書——独占政策の展開と独禁法改定問題——』, 御茶の水書房, 1977年, pp. 31-54, とくに pp. 31-39, を参照。
- 27) U.S. Industrial Commission, *Preliminary Report on Trust and Industrial Combinations*, vol. 1, Washington 1900, pp. 971-75.
- 28) Livingston, *op. cit.*, pp. 52-53. リビングストーンがここで議論の対象とした文献は, 次のものである。A. D. Chandler, Jr., *Visible Hand* [『経営者の時代』上, 下]; ditto, "The Rise of 'Big Business' in American Industry"; ditto, "The Large Industrial Corporation and the Making of Modern American Society", in Stephen E. Ambrose, ed., *Institutions in Modern America*, New York 1967, pp. 71-101; Louis Galambos, "The Emerging Organizational Synthesis in Modern American History", *Business History Review*, 44/3, Autumn 1970, pp. 279-90; Glenn Porter, *The Rise of Big Business, 1860-1910*, New York 1973.
- 29) Livingston, *op. cit.*, pp. 52-55.
- 30) ここでリビングストンの掲げている統計数字を引用しておこう。①1891-92年には1千万ドル以上の資本金を備えた産業法人企業 (industrial corporation) はまだきわめて稀であった。しかし, 1902年には, 同規模の企業は約100社にも達した。②1887年1月から1897年12月までの11年間に合併によって形成された産業法人企業の資本金総額は, 3億2800万ドルであったが, 続く1898年1月から1903年12月までの6年間には, 形成された産業法人企業の資本金は約50億ドルにも達した。③1899年には全製造企業のうち僅か13.6%だけが法人企業 (corporated companies) にすぎなかったが, これらの企業の雇用した賃金労働者は, 全製造業部門で65%を占めた。しかし, ④1905年頃には全製造業のうち23.6%の企業が法人企業形態をとっており, 同部門の資本金総額の82.8%, 賃金労働者の70.6%, 生産された付加価値の70%以上を占めるに至った。⑤1905年100万ドル以上の生産物価値を産出する法人企業は, 全製造業のうち1%未満を占めるにすぎなかったが, 全製造業部門の資本金総額の1/3以上, 雇用された賃金労働者総数の1/4以上を占めた。⑥1909年には, 全製造業部門の全企業の4.8%が法人企業形態をとるに至ったが, これだけの企業で製造業部門で雇用される全賃金労働者の62.2%を雇用するようになっていた。また同年法人企業形態をとった全産業企業のうち, 最大100社が総資産額の25%を占めるまでになった。Livingston, *op. cit.*, pp. 56-57.
- 31) *Ibid.*, pp. 57-61.
- 32) *Ibid.*, pp. 59-60.
- 33) *Ibid.*, pp. 59-61.
- 34) *Ibid.*, pp. 61-62.
- 35) *Ibid.*, pp. 62.
- 36) *Ibid.*, p. 62.
- 37) *Ibid.*, pp. 63-66.
- 38) Livingston, *ibid.*, p. 72, を参照。なおリビングストーンが参照しているのは, 次の文献である。A.A. Young, "Analysis of Banking Statistics of the U.S.", *Review of Economic Statistics*, 6/4, Oct. 1924, pp. 284-296; Charles A. Conant, *A History of Modern Banks of Issue*, 6th ed., New York 1927, pp. 682-684; A.D. Noyes "The Banks and the Panic of 1893", *Political Science Quarterly*, 9, 1894, pp. 12-30.
- 39) Livingston, *op. cit.*, pp. 72, 79. この「証書」は手形交換所加盟銀行保有の短期資産および譲渡性証券を担保として受け取って, その代りに手形交換所によって発行された支払保証付きの準合法的紙幣 (quasi-legal note) であった。1893年恐慌期に発行された手形交換所貸付証書の効果については, *Ibid.*, pp.78-79, を参照。
- 40) *Ibid.*, p.84.
- 41) *Ibid.*, p.84.
- 42) *Ibid.*, pp.73-83. ここで, この時期, 同様に貨幣=信用制度の改革運動を指導した, シカゴ大学のJ・L・ラフリン (J.L. Laughlin) やハーバード大学のO・M・W・スプレイグ (O.M.W.

Sprague) でなくて、コナント、ノイズ、ホワイトといったジャーナリスト、または銀行実務家を選ばれていることに注意されたい。コナントは、この時代アメリカ最大の商業誌『ジャーナル・オブ・コマス』(New York Journal of Commerce)の編集者であった。後述するようにインディアナポリス貨幣会議の仕事に携った後、陸軍大臣の要請でフィリピンに赴き、同地の金本位制と近代的通貨制度の導入を指導した。またセオドア・ローズヴェルト大統領によって、メキシコ及び中国の金本位制の可能性について研究するため1903年に設置された国際為替委員会 (commission on international exchange) の委員に任命され活躍した。Ibid. p. 160 の他、Emily S. Rosenberg, "Foundations of United States International Financial Power: Gold Standard Diplomacy, 1900-1905", *Business History Review*, 59/2, Summer 1985, pp. 169-202, を参照。

ホワイトはニューヨーク『イヴニング・ポスト』紙の編集者であった。その著作には、Horace White, *Money and Banking*, New York 1895, がある。

ノイズは銀行実務家であった。主著に、A. D. Noyes, *Forty Years of American Finance*, New York 1909; ditto, "The Banks and the Panic of 1893", *Political Science Quarterly*, 9, 1894; ditto, "A Year after the Panic of 1907", *Quarterly Journal of Economics*, 23/2, Feb. 1909, pp. 185-212; ditto, *History of the National Bank Currency*, 61st Congress 2d Session, Senate Document No. 572, Washington 1910, がある。

- 43) Livingston, *op. cit.*, pp. 73-74.
 44) *Ibid.*, pp. 74-81.
 45) Charles A. Conant, *A History of Modern Banks of Issue*, 1st ed., New York 1896, Chaps. XXII-XXV, を参照。ここでは、①19世紀全般の恐慌、②19世紀後半の恐慌、③1893年恐慌に関する歴史的研究の他に、「恐慌およびその原因に関する理論的考察」と「金融逼迫および恐慌に対処する方法」が含まれている。しかし、その後の版、例えば第6版(1927年)になると、1907年恐慌や連邦準備法の成立に関する経緯が含まれる一方、「理論」と「政策」の部分は割愛されている。なお、本書の恐慌に関する部分の邦訳としては、小手川豊次郎訳『恐慌論 全』、博文館、1896年がある。当然初版本の訳である。
 46) Conant, *ibid.*, pp. 460-62 (小手川訳, pp. 1-15) 参照。
 47) Livingston, *op. cit.*, p. 78.
 48) *Ibid.*, pp. 77-78.
 49) *Ibid.*, p. 55 n) 11, および p. 91. 興味おかいのは、1894年5月にシカゴ美術協会 (Art Institute of Chicago) で開催された60日間の連続講演がそのまま掲載されていることである。ここには演説妨

害者や質問者の氏名も完全に記録されていたので、読者は読み進むうちに自分も論争に参加している気分になれたという。質問に参加している者のなかに、リーマン・ゲイジ (Lyman Gage) や J・ローレンス・ラフリンも含まれていた。William Coin Harvey, *Coin's Financial School*, 1894, ed. by R. Hofstadter, Harvard U.P., Cambridge, Mass. 1963, を参照。

- 50) A.T. Huntington, compl., *Laws of the United States Concerning Money, Banking, and Loans, 1778-1909*, Washington 1910, pp. 534-535.
 51) Livingston, *op. cit.*, pp. 91-92.
 52) *Ibid.*, p. 92.
 53) 差し当り、Robert P. Sharkey, *Money, Class and Party: An Economic Study of Civil War and Reconstruction*, Baltimore 1967 [楠井敏朗訳『貨幣・階級および政党』多賀出版, 1988年] を参照。また、楠井敏朗「アメリカ資本主義とロンドン金融市場」(下)『横浜経営研究』XII/1, 1991年, とくに59-61頁, を参照。
 54) ニューヨーク通貨改革クラブがいつ結成されたかは、リビングストンの著作からは窺い知れない。ただ次の性格をもっていたことだけは判る。第1. 全国商工運輸協議会 (National Board of Trade and Transportation) とともに、この時期の通貨改革運動を推進したこと。第2. 同クラブの通貨委員会の委員長をつとめたチャールズ・S・フェアチャイルド (Charles S. Fairchild) は、2つの鉄道会社の経営者または取締役であったばかりか、ニューヨーク証券・信託会社 (New York Security & Trust Company) の会長であった人物で、それ以前は、ボストンのリー・ヒギソン&カンパニーのパートナーであったこと。第3. 1894年10月初旬、フェアチャイルドの名で同クラブの構成員及び支持者宛に、同クラブの当面の活動目標を窺い知ることの出来る通貨改革の必要性、方向性を示す書状が発送されたこと。Livingston, *op. cit.*, pp. 95-98.
 55) Livingston, *op. cit.*, p. 95. 1897年の通貨委員会の年次報告書 ("Annual Report", *Sound Currency*, December 15, 1897) によれば、地方新聞 *Tolado Blade* に改革を訴えた連載論文を掲載して以来、金本位制支持を論じた新聞が普及したという。輸送費を別にして、原稿料を支払わないで論文を入手出来たので、地方新聞編集者は、通貨改革派の送って来る論文を喜んで掲載したという。Ibid., p. 96.
 56) *Ibid.*, pp. 96-97.
 57) *Ibid.*, p. 98.
 58) *Ibid.*, pp. 98-99.
 59) *Ibid.*, p. 100.
 60) *Ibid.*, p. 100.

(未完 続)

[くすいとしよう 横浜国立大学経営学部教授]